

第2期 刈谷市子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

概要版



令和2年3月

刈谷市

計画策定の背景

本市においては、これまで「刈谷市エンゼルプラン」(平成13年3月策定)、「刈谷市次世代育成支援行動計画(前期計画)」(平成17年3月策定)、「刈谷市次世代育成支援行動計画(後期計画)」(平成22年3月策定)、「刈谷市子ども・子育て支援事業計画」(平成27年3月策定)に基づき、すべての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを産み育てることができるよう、様々な子育て・子育て支援を推進してきました。



計画を推進するなかで、本市においても少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢児の保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化を遂げています。

平成30年度に実施した市民ニーズ調査の結果では、子育て家庭の母親の就労率が5年前に比べて上がっており、就労意欲も高くなっています。教育・保育サービスの充実を求める声も高いものであったことから、地域における子育て支援施策のさらなる充実を図るとともに、子育て家庭が仕事と子育てを両立するための環境を整備することが求められています。

以上のことを踏まえ、子どもの視点に立ち、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援する環境を整備することを目的に、「第2期刈谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画の期間

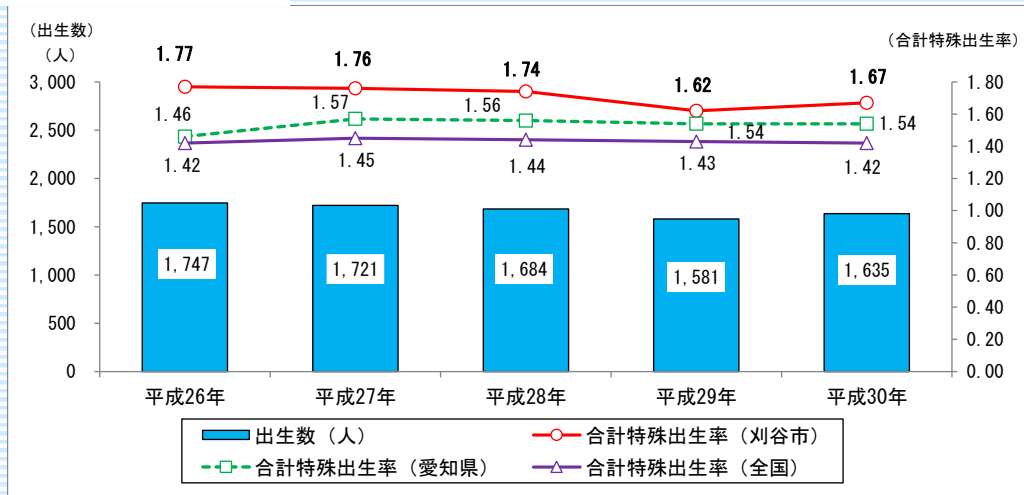
本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
第1期子ども・子育て支援事業計画									
					第2期子ども・子育て支援事業計画				

子ども・子育てを取り巻く現状

平成26年からの出生数の推移をみると、平成29年にかけては減少傾向にあったものの、平成30年では増加しており、1,635人となっています。また、合計特殊出生率をみると、本市は全国及び愛知県よりも高い水準で推移しています。出生数と同様、平成29年にかけては減少傾向にあったものの、平成30年では増加しており、1.67となっています。

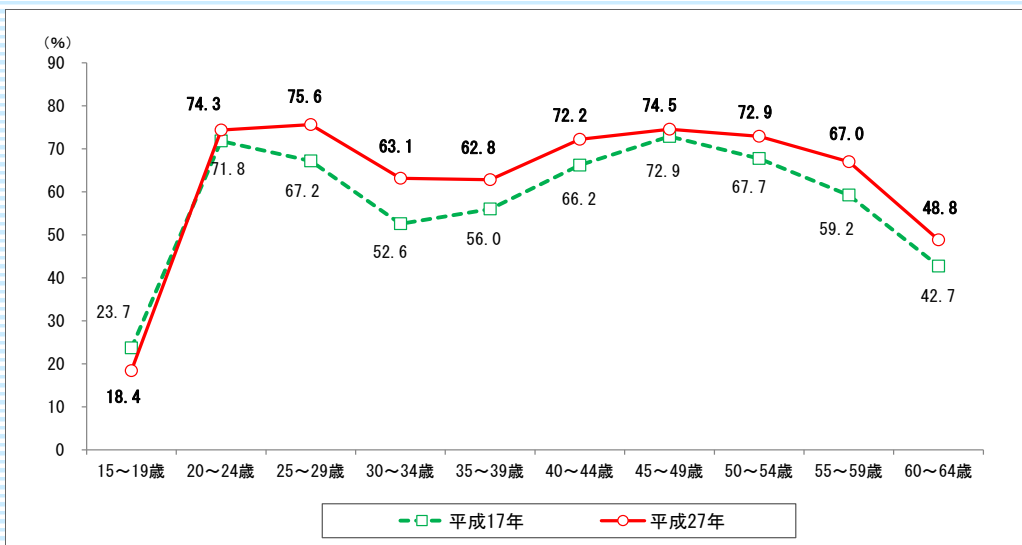
■ 出生数・合計特殊出生率の推移



資料：「愛知県衛生年報」、刈谷市（各年10月1日）、「刈谷の統計」

女性の年齢別の労働力率をみると、結婚から子育て期に当たる年代である30～39歳の労働力率の落ち込み（M字カーブ）を示していますが、平成27年は平成17年に比べてM字カーブを示す谷の部分の部分が緩やかになっており、この年代の労働力率の上昇が目立つとともに、ほとんどの年齢区分で働く女性の割合が増加しています。

■ 女性の年齢別労働力率の推移



資料：「国勢調査」（各年10月1日）

子ども・子育ての課題

子ども・子育てを取り巻く現状や、市民ニーズ調査の結果、第1期計画の主な事業の評価などを踏まえ、本市の子ども・子育てを取り巻く課題を整理しました。

1 子育てに対する不安や負担を抱え込んだり、地域で孤立しないための支援の充実 など

2 ワーク・ライフ・バランスの考え方の浸透と保育サービス等の充実 など

3 子どもの成長段階に合わせた相談体制の整備 など

4 児童虐待の防止と対応、ひとり親家庭や発達に特性のある児童等への支援の充実 など

5 子どもの主体的に行動する力や豊かな心を育む教育の推進 など

6 安全・安心なまちづくりのための整備促進 など

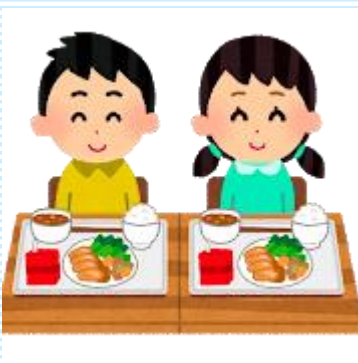
基本理念

基本理念は、「刈谷市エンゼルプラン」からの理念を引き継ぎ「元気に育て かりやの子どもたち」とします。子どもの保護者が子育てについての第一義的責任を有するという認識を持ちつつ、子どもが健やかに育ち、また安心して子どもを生き育てることができるように、社会全体で支援していこうとするものです。

その理念は、家族、地域、事業所、関係機関・関係団体、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、子どもたちの権利と利益が最大限に尊重されるよう、子どもの成長や発達に応じた支援及び環境整備を行い、その成長を見守り支えることで、「安心して子育てに取り組み、子どもたちが心も体も元気に成長できる環境の実現」を目指します。

元気に育て かりやの子どもたち

～安心して子育てに取り組み、子どもたちが心も体も元気に成長できる環境の実現～



基本的視点

基本理念の実現に向けて、次の7項目を基本的視点として、施策・事業を組み立て、推進します。なお、行政が施策を推進することはもとより、家族や地域の住民、関係団体・関係機関等が連携を図りながら、本計画を推進します。

1 子どもの視点

- ◆子どもの権利と幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立った施策・事業を推進します。

2 次代の親への視点

- ◆子どもが成長して親になったとき、あるいは大人として子どもの育ちに関わるときのために、豊かな人間性を形成し、自立することができるよう、中・長期的な視点に立った施策・事業を推進します。

3 多様化したニーズに対応する視点

- ◆多様化した子育て支援のニーズに対応するため、子育て支援の質を評価し、向上させていくという視点から、関係職員等の人材の資質向上、情報公開や行政評価などの取組みのほか、適切な情報提供を推進するなど、質の高い、多様な子育て支援を提供するために、利用者の視点に立った施策・事業を推進します。

4 すべての子どもと家庭への支援の視点

- ◆障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を支援し、一人ひとりの子どもの育ちを等しく保障する視点に立った取組みを推進します。

5 地域社会全体による支援の視点

- ◆子どもは、家庭や子ども同士の関係だけでなく、地域の人々、自然、文化と関わるなかで、豊かな人間性を身につけていきます。子どもを心身ともに健やかに育むためには、家庭はもとより、地域、学校、事業所、行政をはじめ地域社会全体が地域の様々な社会資源を活用し、それぞれの役割を担いながら、連携を図ることが必要です。子育てを地域社会全体で支援する視点に立った取組みを推進します。

6 ワーク・ライフ・バランスの実現の視点

- ◆子育ては性別にかかわらず取り組むことが大切であり、仕事と子育ての両立を可能にする働き方の見直しには、職場等の理解と協力が必要不可欠です。市民一人ひとりが充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期等の人生の段階にに応じて多様な生き方が選択・実現できる環境づくりができるよう、仕事と生活の調和の実現の視点に立った取組みを推進します。

7 切れ目のない支援の視点

- ◆親になる人達が多様なライフスタイルや子どもの発達段階に合わせて、子育てに関する必要な支援を受けることができるとともに、すべての子どもが健やかに成長することができるよう、相談体制の周知をはじめとした妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点に立った取組みを推進します。



基本目標 1 地域における子ども・子育て支援

すべての子どもと家庭への支援の視点から、ニーズに応じた子育て支援サービスの充実を図ります。特に保育サービスについては、子どもの最善の利益の実現に向け、利用者の生活実態や意向を踏まえ、サービス提供体制を整備します。

また、子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進するとともに、地域において子どもが自主的に参加し、自由に遊び、安全に過ごすことができる放課後や週末等の居場所づくりを推進します。



- (1) 多様な子ども・子育て支援サービスの提供
- (2) 幼児教育・保育の充実
- (3) 児童館運営の充実
- (4) 交流と子育てネットワークづくりの充実
- (5) 子育てサービス利用者支援体制の構築

基本目標 2 仕事と子育ての両立支援

仕事や社会活動等と子育ての両立を支援するため、多様な保育サービス、放課後児童クラブの充実を推進します。また、事業所、地域、子育て支援団体などと相互に連携し、男女がともに協力して子育てができるよう、家事・育児の分担や協力について、ワーク・ライフ・バランスの啓発を行うとともに、親の子育て力の向上や子育てへの参加促進に努めます。



- (1) 多様な保育サービスの充実
- (2) 放課後児童クラブの充実
- (3) 男女が協力して行う子育ての推進

基本目標 3 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

母親が安心して妊娠・出産期を過ごすことができるよう切れ目のない支援を推進するとともに、妊産婦健康診査や乳幼児健康診査等、各種母子保健事業や小児医療を実施し、子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境づくりを推進します。



- (1) 妊娠・出産への支援
- (2) 子どもの成長・発達への支援
- (3) 小児医療体制の充実

基本目標4 支援が必要な子ども・家庭への支援

児童虐待の背景は多岐にわたることから、虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、社会的自立を促進していくために、発生予防から早期発見、早期対応など、虐待の防止対策等の充実を図ります。また、配偶者等からの暴力（DV）被害者の適切な保護及び日常生活への支援を行い、自立促進を図ります。

ひとり親家庭等、支援が必要な子育て家庭では、経済的自立が難しい傾向が見られる中で、各家庭へのサポートを充実させるとともに、子育て・教育にかかる経済的支援の情報提供や相談体制の充実に努めます。



- (1) 障害のある子どもへの支援
- (2) 児童虐待防止対策の充実
- (3) ひとり親家庭への支援
- (4) 配偶者等からの暴力（DV）被害者への支援
- (5) 経済的負担の軽減

基本目標5 子どもがのびのびと育つ教育環境づくり

学校教育において、子どもの豊かな人間性を形成し自立を助長するために、個々の子どもの実態に合った支援に重点を置き、国際化や情報化など社会の変化に対応した教育を推進します。

また、子どもの安全・安心を重視し、いじめ・不登校など子どもの心の問題に敏感に対応するなどして、学校・保護者・地域が一体となった子どもがのびのびと育つ環境づくりに努めます。



- (1) 生きる力を育てる学校教育の推進
- (2) 子どもに寄り添った支援の充実
- (3) 開かれた学校づくりの推進
- (4) 地域で多様な経験や価値観を学ぶ場づくり

基本目標6 子どもにやさしいまちづくり

安心して子どもを生み育て、子どもが健康に育ち、豊かに学び、犯罪や事故等の被害に遭わないようなまちづくりが必要です。

このため、子どもやその保護者、妊産婦が快適に暮らせる生活環境の整備や、安全で安心して暮らすことができる子どもにやさしいまちづくりを推進します。



- (1) 子育てを支援する都市環境の整備
- (2) 安全・安心なまちづくり
- (3) 遊び場の確保

量の見込みと確保の方策

計画期間における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容を定めました。

« 令和6年度 »

事業名		単位	量の見込み	確保の内容	差引
教育・保育	1号認定（3～5歳）・・・幼稚園等での教育	人	1,479	2,600	1,121
	2号認定（3～5歳）・・・保育園等での保育	人	2,511	2,997	486
	3号認定（0歳）・・・保育園等での保育	人	246	343	97
	3号認定（1・2歳）・・・保育園等での保育	人	1,078	1,728	650
延長保育事業		人	1,090	1,090	0
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		人	1,378	1,520	142
子育て短期支援事業（ショートステイ）		人	40	40	0
地域子育て支援拠点事業		人	167,000	167,000	0
一時預かり事業	認定子ども園での預かり保育	人	31,562	36,000	4,438
	その他の一時預かり	人	30,587	32,900	2,313
病児・病後児保育事業		人	500	2,848	2,348
ファミリー・サポート・センター事業（就学時のみ）		人	4,850	4,850	0
妊婦健康診査		人	1,670	1,670	0
乳児家庭全戸訪問事業		人	1,464	1,464	0
養育支援訪問事業		人	770	770	0
子育てサービス利用者支援事業		か所	4	4	0
実費徴収に係る補足給付事業・・・副食費の補助		人	35	35	0

計画の推進に向けて

計画策定後も、計画における実施状況の点検・評価について、刈谷市子ども・子育て会議で審議を行っていきます。

点検・評価に当たっては、実績数値の評価に加えて、数値だけでは把握できない部分について、施策を推進していく過程の評価を行うことや、必要に応じて市民ニーズの把握や利用者アンケートを実施したりするなど、多面的な手法を検討します。

第2期 刈谷市子ども・子育て支援事業計画 概要版

刈谷市 次世代育成部 子育て推進課

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

TEL：0566-62-1061

FAX：0566-24-3481

計画掲載
QRコード